

日本原燃株式会社再処理事業所再処理事業変更許可申請書 に関する審査の結果の案の取りまとめについて

令和2年5月13日
原子力規制委員会

1. 審査結果の取りまとめについて

原子力規制委員会は、平成26年1月7日に日本原燃株式会社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第44条の4第1項の規定に基づき提出された再処理事業所再処理事業変更許可申請書を受理した。また、平成26年5月30日、平成26年8月29日、平成26年10月31日、平成26年11月28日、平成26年12月26日、平成27年2月4日、平成27年11月16日、平成27年12月22日、平成28年6月30日、平成29年5月9日、平成29年12月22日、平成30年4月16日、平成30年4月26日、平成30年6月28日、平成30年10月5日、平成31年3月8日、令和元年7月31日、令和2年3月13日、令和2年4月13日及び令和2年4月28日に、同社から当委員会に対し同申請の補正がなされた。

当委員会は、本申請について、審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第44条の4第3項において準用する同法第44条の2第1項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙1のとおり審査の結果の案を取りまとめることとし、科学的・技術的意見の募集を行うとともに、原子力委員会及び経済産業大臣の意見を聴くこととする。

2. 意見募集の実施

別紙1の添付の審査書案に対し、科学的・技術的意見の募集を行う（令和2年5月14日（木）から令和2年6月12日（金）までの30日間）。

3. 原子力委員会への意見聴取

原子炉等規制法第44条の4第3項において準用する同法第44条の2第2項の規定に基づき、別紙2のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について原子力委員会の意見を聴くこととする。

4. 経済産業大臣への意見聴取

原子炉等規制法第71条第2項の規定に基づき、別紙3のとおり経済産業大臣の意見を聴くこととする。

5. 今後の予定

科学的・技術的意見の募集並びに原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえ、原子炉等規制法第44条の4第1項の規定に基づく当該事業変更許可申請に対する許可処分の可否について判断を行う。